

資料編

1 恵庭市社会福祉審議会高齢者福祉・介護保険専門部会の設置

恵庭市社会福祉審議会条例

(設置)

第1条 恵庭市における社会福祉の推進を図るため、恵庭市社会福祉審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

(審議事項)

第2条 審議会は、次の各号に掲げる事項について審議する。

- (1) 市が策定する社会福祉の計画に関する事。
- (2) 市が実施する社会福祉事業の推進に関する事。
- (3) その他市長が社会福祉推進のため、必要と認める事項に関する事。

(組織)

第3条 審議会は、委員13名以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 知識及び経験を有する者
- (2) 関係機関又は団体の推薦する者
- (3) 公募で選考した者
- (4) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認めたる者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じたときの補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集する。

- 2 審議会は、委員の2分の1以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

(専門部会の設置等)

第7条 審議会に、次の専門部会を置くことができる。

- (1) 高齢者福祉・介護保険専門部会
 - (2) 障害者福祉専門部会
 - (3) 児童福祉専門部会
 - (4) その他市長が必要と認める専門部会
- 2 専門部会の委員は、13名以内とする。
 - 3 専門部会の委員は、会長が審議会の委員の中から指名する。
 - 4 前項の規定にかかわらず、市長は、専門部会の審議のために必要と認める場合は、専門部会の委員を委嘱することができる。
 - 5 専門部会の委員の任期は、市長が定める期間とする。
 - 6 専門部会に部会長及び副部会長を置く。
 - 7 部会長及び副部会長は、第3項の規定により指名された委員の互選により定める。
 - 8 専門部会は、審議会から付託された事項を審議し、部会長はその結果を会長に報告するものとする。
 - 9 その他専門部会の会議については、第5条及び前条の規定を準用する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

2 恵庭市社会福祉審議会高齢者福祉・介護保険専門部会委員名簿

任期：令和元年5月17日～令和3年5月16日

氏名	団体名	備考
伊藤 新一郎	北星学園大学	
高橋 敏明	恵庭市民生委員・児童委員連絡協議会	部会長
渡邊 秀男	恵庭市老人クラブ連合会	
高島 徹	介護老人保健施設 恵み野ケアサポート	
齊藤 英樹	恵庭市介護支援専門員連絡協議会	
阿部 晃大	社会福祉法人 恵望会	
島田 道朗	恵庭市医師会	副部会長
村松 宏之	恵庭市歯科医師会	
本間 佳奈子	恵庭訪問看護ステーション	
関田 豊	恵庭市町内会連合会	
竹ヶ原 敦子	市民公募	

3 計画策定体制

(1) 社会福祉審議会の開催

- ・令和2年8月7日
- ・令和3年3月19日

(2) 社会福祉審議会高齢者福祉・介護保険専門部会の開催

- ・令和2年6月29日
- ・令和2年9月9日
- ・令和2年10月30日
- ・令和2年12月23日
- ・令和3年2月12日

(3) 保健福祉推進会議の開催

- ・令和2年11月13日

(4) 利用者等及び市民の意見反映

- ・介護予防・日常生活圏域ニーズ調査（令和元年11月26日～12月27日）
- ・在宅介護実態調査（令和元年11月26日～12月27日）
- ・在宅生活改善調査（令和元年11月26日～12月27日）
- ・居所変更実態調査（令和元年11月26日～12月27日）
- ・介護人材実態調査（令和元年11月26日～12月27日）
- ・介護サービス施設整備等アンケート調査（令和2年6月18日～7月8日）
- ・パブリックコメント（令和3年1月4日～2月2日）

(5) 厚生消防常任委員会の開催

- ・令和2年6月18日
- ・令和2年10月1日
- ・令和2年12月9日
- ・令和3年2月1日
- ・令和3年3月11日

4 用語の解説

あ

アセスメント

介護される方の状態や介護者の状況、その利用者が求めているサービスなどを総合的に判断して、適切なサービスやケアプランを提示するために行う事前評価のこと。

か

介護医療院

介護療養型医療施設に代わって創設される、新しい施設の名称。現在の介護療養型医療施設が担っている、「慢性期の医療機能」「看取り・ターミナルケア機能」とともに、介護老人保健施設のような「生活の場としての機能」を併せ持つ介護保険施設。

介護の日（11月11日）

「いい日、いい日、毎日、あったか介護ありがとう」をスローガンに、介護に関する啓発を重点的に実施する日として、国において定めている。

介護給付

要介護認定において、介護が必要と認められた被保険者(要介護1～要介護5)に対する保険給付のこと。

介護支援専門員（ケアマネジャー）

要介護者及び要支援者などからの依頼を受け、心身の状況にあった適切なサービスが利用できるよう、市町村や居宅介護サービス事業者、介護保険施設などとの連絡・調整を行い、介護サービス計画(ケアプラン)の作成などを行う専門職。

介護報酬

介護保険制度において、事業所や施設が利用者に介護サービスを提供した場合、対価として支払われる報酬のこと。原則として9割が介護保険から支払われ、残り1割が利用者の自己負担となる。

介護予防

可能な限り要支援・要介護状態になることを防ぐこと。また、要支援・要介護と認定された場合でも、状態がさらに進行しないように支援すること。

介護予防給付

要介護認定において、支援が必要と認められた被保険者(要支援1・要支援2)に対する保険給付のこと。

介護予防支援

居宅の要支援者に対し、心身の状況にあった適切なサービスが利用できるよう、地域包括支援センター等が介護予防サービス計画を作成するとともに、居宅介護サービス事業者、介護保険施設などとの連絡・調整を行うこと。

介護予防・日常生活支援総合事業

要支援者等対象者に対して、介護予防や、配食・見守り等の生活支援サービス等を、市町村の判断・創意工夫により、総合的に提供することができる事業。

介護療養型医療施設（介護療養病床）

急性期の治療が終わり、長期の療養を必要とする要介護者が入院する施設。医療、看護、医学的管理のもとでの介護、その他日常生活上の世話や機能訓練などを行う。

介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

日常生活に常時介護が必要で、自宅では介護が困難な要介護者が入所する施設。食事、入浴、排泄などの介護、その他日常生活上の世話や健康管理などを行う。

介護老人保健施設

病状が安定し、リハビリに重点を置いたケアが必要な要介護者が入所する施設。医学的な管理のもとでの介護、その他日常生活上の世話や機能訓練などを行う。

看護小規模多機能型居宅介護

施設への「通い」を中心として、短期間の「宿泊」や利用者の自宅への「訪問(介護)」に加えて、看護師などによる「訪問(看護)」も組み合わせることで、家庭的な環境と地域住民との交流の下で、介護と看護の一体的なサービスの提供を受けることができる。

基本チェックリスト

介護予防が必要な高齢者を早期に発見するための質問票。日常生活の様子や身体機能の状態、栄養状態、外出頻度など、25項目の質問で構成されています。

居住系サービス

地域における居住の場として提供されている施設サービス。特定施設入居者生活介護(介護付き有料老人ホーム)やケアハウスなどがある。

居宅サービス

居宅の要介護者が、指定居宅サービス事業者から受ける事ができるサービス。サービスには、訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護、特定施設入居者生活介護、福祉用具貸与等がある。

居宅療養管理指導

医師や歯科医師、薬剤師、管理栄養士などが、通院が困難な要介護者の居宅を訪問し、心身の状況や環境などを把握し療養上の管理・指導を行う居宅サービス。

ケアプラン（介護サービス計画）

要介護者などの心身の状況や本人及び家族の希望などを勘案し、サービス提供者間の調整を行いつつ、利用する介護サービスの種類、内容など具体的なサービス計画を定めたもの。

後期高齢者

75歳以上の高齢者。

高額介護サービス

要介護者が、居宅サービスや施設サービスを利用して支払った自己負担額が一定額を超えた場合に超過分が払い戻される介護給付。超過分が払い戻されることにより負担が一定額を上回らないよう自己負担額の軽減が図られる。

国保データベースシステム（KDB）

国保連合会が保険者の委託を受けて行う各種制度の審査支払業務を通じて、管理する情報を利活用し、統計情報等を保険者向けに情報提供することで、保険者の効率的かつ効果的な保健事業の実施をサポートすることを目的として構築されたシステム。

さ

サービス付き高齢者向け住宅

一定の広さやバリアフリー構造等を有し、介護・医療と連携し高齢者を支援するサービスを提供する高齢者向けの住宅。

住宅改修(費)

住む人の生活の利便性や安全性を考え、住宅の段差の解消や手すりの取り付け等を行うサービス。

小規模多機能型居宅介護

これまでの人間関係や生活環境をできるだけ維持できるように、1つの事業所で「通い」サービスを中心に、「訪問」や「泊まり」のサービスを組み合わせることで受けることができるサービス。

シルバー人材センター

60歳以上の高齢者に対して、その能力や希望に応じて臨時的・短期的な仕事を提供するほか、就業に必要な知識や技能を身に付けるための講習を実施している公益法人。

成年後見制度

不動産や預貯金などの財産管理、介護などのサービスや施設への入所などに関する契約といった場面で、適切な判断をすることが難しくなった方を支援する制度。

成年後見人

成年後見制度において、定められる後見人のうち、親族以外の社会福祉協議会などの福祉機関あるいは弁護士、司法書士などの法律職種等、第三者の後見人のこと。

前期高齢者

65歳～74歳までの高齢者。

た

短期入所生活介護

介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)などに短期間入所して、入浴や食事などの介護や機能訓練等を受けるサービス。

短期入所療養介護

介護老人保健施設や医療施設などに短期間入所して、治療や看護、機能訓練等を受けるサービス。

地域共生社会

制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域を共に創っていく社会のこと。

地域包括ケアシステム

高齢者が要介護状態になっても、可能な限り住み慣れた地域において継続して生活できるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援の5つのサービスを一体化して提供していくこと。

地域包括支援センター

介護予防サービスや介護予防事業などのケアプランを作成したり、高齢者やその家族からの相談、高齢者の虐待防止等の権利擁護などを行う地域介護の中核拠点。

地域密着型サービス

要介護状態になっても住み慣れた地域で生活を継続できるよう創設されたサービスで、認知症対応型共同生活介護、小規模多機能型居宅介護などがあり、保険者が事業者の指定・指導監督を行う。

地域密着型通所介護

小規模の老人デイサービスセンターなどにおいて日帰りで介護や生活機能訓練などを行うサービス。食事、入浴、その他の必要な日常生活上の支援や生活機能訓練などを日帰りで提供するサービスで、利用者の心身機能の維持向上と、利用者の家族負担の軽減を図る。

地域密着型特定施設入居者生活介護

利用者が可能な限り自立した日常生活を送ることができるよう、指定を受けた入居定員 29 人以下の有料老人ホームや軽費老人ホームなどが、食事や入浴などの日常生活上の支援や、機能訓練などを提供する。

チームオレンジ

認知症サポーターが地域で暮らす認知症の方のための支援チームを作り、認知症の方や家族の困りごとの支援ニーズに沿った具体的な支援をするための取組み。

通所リハビリテーション

介護老人保健施設や医療機関等に通い、心身機能の維持・回復や日常生活の自立を支援するため、理学療法士や作業療法士などによる必要な機能訓練などを受けるサービス。

通所介護

心身機能の維持や社会的孤立感の解消を図る事を目的に、施設などに通い入浴や食事、機能訓練、レクリエーション等を受けるサービス。

通所型サービスA

市町村が設定する緩和した基準によるサービス。高齢者の閉じこもり予防や自立支援に資する通所事業としてミニデイサービスや運動、レクリエーション活動を行う。

通所型サービスC

市町村保健師等が公民館等で生活機能を改善するための運動機能向上や栄養改善等のプログラムを概ね 3 ヶ月の短期間で行うサービス。日常生活に支障のある生活行為を改善するために、利用者の個別性に応じて、プログラムを複合的に実施していく。

定期巡回・随時対応型訪問介護看護

重度者を始めとした要介護高齢者の在宅生活

を支えるため、日中・夜間を通じて、訪問介護と訪問看護を一体的に又はそれぞれが密接に連携しながら、定期巡回訪問と随時の対応を行うサービス。

特定健診

生活習慣病の発症や重症化を予防することを目的として、メタボリック症候群に着目し、この該当者及び予備群を減少させるための特定保健指導を必要とする者を抽出するために行う健診。

特定施設入所者生活介護

有料老人ホームなどで特定施設の指定を受けた事業所に入居している要介護者について、計画に基づいて提供される入浴、排せつ、食事等の介護等を行うサービス。

特定福祉用具購入(費)

居宅の要介護者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身の状況や希望、置かれている環境を踏まえ、入浴又は排せつに使用する福祉用具の購入にかかる費用を給付するサービス。

な

認知症カフェ

認知症の本人と家族が、地域住民の方や、介護・福祉・医療の専門家と身近な場所で集い、交流できる場のこと。ケアラズカフェ、オレンジカフェとも呼ばれている。

認知症キャラバン・メイト

認知症サポーターを養成する「認知症サポーター養成講座」を開催し、講師役を務める人。キャラバン・メイトになるためには所定のキャラバン・メイト研修を受講し登録する必要がある。

認知症ケアパス

認知症の方やその家族が「いつ、どこで、何をすべきなのか」をわかりやすくまとめたもので、症状の進行に合わせた具体的なケア方法や利用できる医療・介護サービスを予め知ることができるパンフレット。

認知症サポーター

認知症に関する正しい知識と理解を持ち、地域や職域で認知症の人々やその家族を支援する人のこと。認知症サポーターになるには、各地域で実施している「認知症サポーター養成講座」を受講する必要がある。

認知症対応型共同生活介護（グループホーム）

認知症の高齢者が共同で生活できる場(住居)で、食事・入浴などの介護や機能訓練が受けられる。

認知症対応型通所介護

認知症の方を対象に専門的なケアを提供する通所介護。

は

避難行動要支援者

災害時に自力での避難が難しく、第三者の手助けが必要な高齢者、障害者、難病患者等の災害弱者。

福祉用具貸与

心身の機能が低下し日常生活を営むのに支障がある要介護者等の日常生活上の便宜を図るため、車イスや歩行器、特殊寝台等の用具を貸し出すサービス。

PDCA サイクル

Plan（計画）Do（実行）Check（評価）Action（改善）の4段階を繰り返すことにより、業務を効率的に行うことができるという理論。

フレイル

老化に伴う様々な機能の低下により、疾病発症や身体機能障がいに対する脆弱性が増す状態のこと。

訪問リハビリテーション

介護老人保健施設や医療機関等の理学療法士や作業療法士などが家庭へ訪問し、心身機能の維持・回復や日常生活の自立を支援するために、必要な機能訓練などを受けるサービス。

訪問介護

訪問介護員(ホームヘルパー)が居宅を訪問し、入浴や排せつ、食事などの身体介護や調理、洗濯などの生活援助などを行うサービス。

訪問型サービスC

市町村の保健師等が栄養改善・口腔機能改善に向けた相談指導業務等のプログラムを行うサービス。

訪問看護

看護師、保健師などが家庭へ訪問し、病状などの観察や看護、終末期のケアなど、療養生活に必要な支援を行うサービス。

訪問入浴介護

自宅の浴槽では入浴が困難な居宅の要介護者の家庭を訪問し、浴槽を提供して入浴の介護を行うサービス。

や

有料老人ホーム

高齢者を入居させ、入浴、排せつもしくは食事の介護、食事の提供又はその他の日常生活上必要な支援を行う施設。